

生活豆知識

古着を売るつもりが… 貴金属を 買い取られた!



「不用品を買い取る」などと電話があり、そのつもりで来訪を承諾したのに、実際は貴金属の買い取りを持ちかけられるという訪問買取の相談が全国の消費生活センターに寄せられています。

■相談窓口／

- 役場企画財政課商工労働係
(2階⑩番窓口 ☎485-2111 内線251)
- 釧路市消費生活センター
(☎0154-24-3000)

事例

「リサイクルショップを開設するので、古着や陶器など、どんなものでも買い取る」と女性から電話があり、訪問を了承した。古着などを準備して待っていると、来訪したのは男性で、「買い取るのは貴金属、テレカ、切手だけ。貴金属があれば見せてほしい」と言われた。電話の説明と違うと戸惑ったが、すでに家の中に通して断りにくかったため、しかたなく指輪2個を見せた。業者は結局この指輪を6千円で買い取っただけで帰って行った。冷静に考えると、最初から貴金属だけが目当てだったのでないか。

(60歳代 女性)

ワンポイントアドバイス

- 事例のほかにも、目を離した隙にアクセサリを壊され、「壊れているから使えませんか」と言われ無理やり買い取られるなど強引なケースもあります。
- 訪問買取は法改正がされようとしています。現行法ではクーリング・オフの制度はありません。買い取られた商品は、あとで返品してもらおうとしても、さまざまな理由をつけられて取り戻せないことがほとんどです。買い取ってもらうつもりがないときは、きっぱり断りましょう。
- 事例のようなトラブルに遭ったり、困ったときは、右記相談窓口へ問い合わせください。

国民年金保険料の納め忘れがある方へ

後納制度(国民年金保険料の納付可能期間延長)が始まります

国民年金制度は、20歳から60歳に到達するまでの40年の間に国民年金保険料を納めると、満額の老齢基礎年金を受給することができますが、保険料を納められなかった期間がある場合や資格取得などの届け出忘れにより、国民年金の資格期間がない場合には、将来の年金受給額が少なくなったり、年金そのものが受給できなくなってしまうことがあります。

過去10年以内に国民年金保険料の納め忘れの期間がある方は、申し込みにより、平成24年10月から平成27年9月までの3年間に限り、納めていない国民年金保険料を納めることができる期間が過去2年から10年に延長(「後納制度」といいます)されます。

後納制度の メリット

- 2年以上前の保険料をおさめると…
- ① 将来受け取る年金額が増額
 - ② 年金の受給資格が得られる可能性があります

利用出来る方

① 20歳以上60歳未満の方	② 60歳以上65歳未満の方	③ 65歳以上の方
10年以内に納め忘れの期間(納付・免除以外)や未加入期間がある方	①の期間のほか任意加入中に納め忘れの期間がある方	年金受給資格がなく任意加入中の方など

ただし、既に老齢基礎年金の受給権をお持ちの方は、納めることができませんので、注意してください。なお、後納制度を利用するには事前に申し込みして、審査を受けていただきます。審査の結果、後納制度による納付を利用できない場合があります。

詳しくは、右記「国民年金保険料専用ダイヤル」またはお近くの年金事務所へ問い合わせください。

『国民年金保険料専用ダイヤル』 0570-011-050

050または070から始まる電話でおかけになる場合は03-6731-2015

(受付時間) 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
ただし、月曜日(月曜日が休日の場合は火曜日)は午後7時まで
第2土曜日 午前9時30分～午後4時
(祝日、12月29日～1月3日は利用できません)

私の健康法



●リレートーク●
健康しべちゃ21

▽第25回目 嶽 ミツエさん

今回は、磯分内にお住まいの嶽ミツエさんを紹介します。「私なんて…」と謙遜されていますが、生活のご様子を伺うと、とても84歳とは思えない驚きの連続でした。

嶽さんの一日は、畑の見回りから始まります。現在管理している畑は3カ所あり、畑の様子を見て一日の仕事を描きます。4月末頃から10月くらいまでは、草取りや畑の管理で忙しい日々を送っています。その合間に、自宅周辺をきれいに整頓したり、友達とのおしゃべりを楽しんだりしています。

夏の間は、月に1回自分で草刈り機を使って自宅付近の草刈りを行っているそうです。昔と比べると範囲が狭くなりましたが、それでも3時間は草刈りをしているそうで、「なにか作業をしていると、年齢は関係なくなるんですよ」と笑っておっしゃっていました。元気のもとには食事？と聞くと、魚や肉は忘れたころに食べるくらいで、野菜中心のヘルシーな食生活と話してくれました。

畑仕事が無い冬の間も家の中にならずといることはまず無く、雪が降れば除雪、昨年は屋根の雪下ろしも自分で行ったそうです。外に出ていると、近所の人が通りかかって話をしたり、鳥やリスなどの野生動物に癒されて、気持ちのスツとするそうです。

きゃしゃなお体ですが長年の畑作りで培われたパワーや常に周囲を気遣う心配り、小さなことは気にしないことが、年を感じさせない、元気の秘訣なのかと思いました。

乳幼児の定期予防接種の受け方が変わります

今までふれあい交流センターで三種混合ワクチンとポリオワクチンの予防接種を行っていましたが、9月から町立病院小児科外来で行う個別接種に切り替わります。対象の方には8月中旬に、個別案内を送付しています。受け方は下表のとおりですが、不明な点は下記まで問い合わせください。



予防接種	申し込み方法など
三種混合ワクチン ポリオワクチン	健康推進係に事前に申し込み、接種日を予約してください。 町立病院の接種開始日…9月3日(月)
BCG	新生児訪問にて受診券と予診票をお渡しします。 接種当日の午前11時までに、町立病院へ連絡してください。
麻しん風しん混合ワクチン（I期）	1歳児健診時に受診券と予診票をお渡しします。 接種当日の午前11時までに、町立病院へ連絡してください。

■申し込み・問い合わせ／ふれあい交流センター健康推進係（☎485-1000）

日曜・祝日 がん検診のご案内

検診日程	申込期限
9月23日(日)	9月13日(木)
10月8日(月・祝)	9月27日(木)

釧路がん検診センターでは、左記の休日に乳がん検診・子宮頸がん検診を受診することができます。平日になかなか受けられないという方におすすめです。無料クーポン券を利用することもできますので、対象の方はぜひこの機会を利用してください。希望する方は、釧路がん検診センターに直接申し込みください。定員になり次第締め切ります。

■問い合わせ／釧路がん検診センター（☎0154-37-3370）